



新眉山クラブ
松井 大助
議員

▼半島振興法について

Q この法律は今でも活用されているのか。

A 半島地域の広域のかつ総合的な対策を実施するため、昭和六十年に十年間の時限立法として制定された。その後、延長され、現在も活用されている。支援措置として、地域産業の振興を図るための金融上の措置、半島地域内に企業を誘致、育成するための税制上の措置、道路や交通施設の整備を図るための財政上の措置等がある。

Q 過去五、六年、この法律でどのような事業が行われたのか。

A 交通施設の整備として、国道二五一号の田屋敷拡幅や県道愛野島原線の下折橋工区などが整備されている。また、産業の振興として、三会原地区のかんがい排水事業や、柏野・佐野地区、三会原第一地区、三会原第二地区の畑地帯総合整備事業などが行われている。

Q 地域高規格道路とのかかわりはどうか。

A 半島振興法に基づく島原地域半島振興計画の中で、産業や観光の振興、都市との

共生・対流を図るためには、幹線道路の整備が最も重要な課題として挙げられており、そのため、地域高規格道路「島原道路」の整備促進は島原地域半島振興計画の重要施策となっている。

▼城の石垣に根ざす木の根等の抜本的な処理について

Q これまでどのような対策を行ったのか。

A 木の根等の対策は石垣を保全するには重要だと考え、ことしの二月に約一週間、石垣に生えている木の根の切断等を試験的に行った。特に島原城の堀内には絶滅危惧種も含め、多種多様な生物が生息する自然環境に恵まれた区域なので、これを踏まえた対策を講じるべきだと考えている。

▼第二小学校の通学路について(安全・安心な通学路であるために)

Q 長池三会線予定路線の一部である元地ビルからしまばら斎場の縦道までの間の道路はどう考えているのか。

A 以前から県で施行していただくよう要望しており、本年八月にも再度、知事に要望したところである。

委員会活動

11月29日及び12月8日の本会議で付託された議案について、総務委員会（11月29日、12月9日）、産業建設委員会（12月10日）、教育厚生委員会（12月13日）、予算審査特別委員会（12月15日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

また、開会中及び閉会中に開催した特別委員会の審議経過について、ご報告します。

総務委員会

付託された議案十件を審査しました。

○第六十四号議案 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

国の給与改定に準じ、市長及び副市長の期末手当を改定するため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕 期末手当と勤勉手当はどう違うのか。

〔答弁〕 期末手当は、いわゆる給与の生活保障的な補てんをする部分で、勤勉手当は勤務の状況、成績等々による手当である。

このほか、六月と十二月の支給率の違い、教育長の期末手当等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第六十五号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

国家公務員等の給与改定に準じ、一般職の職員等の給与を改定し、あわせて所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕 持ち家にかかる住居手当は、どこまで支給されるのか。増築した場合も支給されるのか。

〔答弁〕 住居手当は新築及び購入をした場